

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)
A

設問1

第1. (1)について.

1. 犯罪の実行行為により発生した結果につき責任を問うためには、実行行為時に責任能力が備わっている必要があるのが原則である。そして心神喪失の状態に陥った者は、刑法(以下法令各省略)39条1項により、

~~責任能力を喪失する。~~ ^{その責任能力を問わないとして。}

責任能力を喪失する。しかしながら、自ら心神喪失状態に陥った者にまで

一律に39条1項を適用するのは相当でない。そこで、責任能力が備わった状態で自由な意思決定により、犯行の意思を生じた場合には、その者が実行行為時に責任無能力となっても、責任能力が備わっていた時点での意思が継続していると考えればよい。責任能力を備わったと認め、39条1項の適用は排除されると解するべきである。

2. 本件において、甲は責任能力のある時点で、現住建造物放火罪(同時存在原則修正説は、原因行為時の意思決定に故意過失が認められるのであれば、原因行為と結果に一定の因果関係があれば可罰性を肯定できるという見解ですが、よく理解されていると思います。

の故意で、A社に放火する決意をした。そして、~~その責任能力のある時点で~~ ^{その責任能力のある時点で} ~~の犯行に基づいて~~、放火の着手前に自ら覚醒剤を注射し、責任無能力となった。甲は覚醒剤注射後に悪魔の妄想を抱き、悪魔を追い払うために放火していると考えた。甲は「悪魔をしようとしている」「やはりA社を焼やしてしうしかない」との内容から、責任能力ある時点での犯意は未だ継続しているものと見ることができ、甲はこの犯意に基づいて実行行為を行っている。A社社屋への放火行為を行っているといえる。従って甲は責任能力ある時点の自由な意思決定に基づいて実行行為を行っているから、その行為により、~~生じた結果に責任を問う。~~

3. よって、甲に39条1項は適用はせず、甲の~~実行行為~~及びその結果について責任を問うべきである。

第2. (2)について.

1. まず第1と同様の立場であっても、甲が妄想を開始した時点で、新たに「悪魔を追い払うために」に犯行を決意改めて決意したのである。

同時存在原則修正説は、原因行為時の意思決定に故意過失が認められるのであれば、原因行為と結果に一定の因果関係があれば可罰性を肯定できるという見解ですが、よく理解されていると思います。

あてはめもよいです。

れる犯行の継続性がなく、39条1項が甲に適用されるという説明が考えられる。

- ①
2. また、責任能力が実行行為時に存在しなくてはならないとする同時存在原則に厳格に貫く立場から、実行行為時に責任無能力であり以上は39条1項が適用され、責任が阻却されると解するのが相当である。
3. 本件において甲は実行行為たる放火の着手時には再覚醒剤と統合失調症が相対して責任無能力となっている。

4. おて、甲には39条1項が適用され、責任が阻却される。

設問2.

- ②
1. まず、乙は不作為による現住建造物放火罪(108条)が成立するが、2) ~~不作為~~ 不真正不作為犯は、作為の形式で規定されている犯罪と不作為と、てなるもので、罪刑法定主義との関係で問題となる。そこで、実行行為につき、①作為義務が存在し、②作為が可能・容易であったにもかかわらずこれを怠った場合には、作為による実行行為との構成要件的同価値性が認められ、不作為による実行行為と認めると解するのが相当である。

~~本件においては、乙はA社と警備に関する契約を結んだB社の警備員で、①について、不作為義務の存在は、法令・契約・排他的支配等の事情を考慮して決まる。~~

2) ~~本件においては乙は、A社と警備に関する契約を結んだB社警備員であり、火災発生・拡大の防止も業務内容としており、またB社の防火~~

~~対策に対する対策を講じていたこと等~~であったといえる。また、~~乙は甲の犯行~~

時には乙以外の警備員はあらず、甲が放火しようとしている状況に

対する排他的支配があったといえる。従って乙には甲の放火行為を止め、

~~または甲による少なくとも甲による放火の拡大阻止及び火の拡大の防止と~~

いう作為義務が認められる。(①充足)。しかし、甲は体格の良い元

アムフト部員であり、乙は60代の中肉中背の者である。このような体格差

がある場合には乙が甲を止めることが容易であったとは考えられない。一方、火の拡大

防止について、~~乙は甲を止めることは容易であったとは考えられない。一方、火の拡大~~

防止については、消防や警察と呼ぶ等の行為は容易にてまたと考えられるが、~~甲の火の拡大防止義務については②が~~

認められる。

同時存在原則を維持する見解(代表的には間接正犯類似説、行為概念を拡張する説があります)のいずれに立つのが少し分かりにくいです。

また、この見解の場合、原因行為時に結果行為時点で責任無能力状態になっていることの認識も必要になります。

OK

OK

あてはめよくできています。

OK

OK

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

③

5

3. 1) 不作为犯の因果関係につき、本不作为と結果の因果関係が認められれば、作為としてならば合理的疑いを超える程度に確実に結果を阻止できたことが必要である

2) 本件においては、甲の犯行の阻止、火の拡大の防止のどちらについても乙が作為としていれば結果が回避できたことが事実と認められ、従って、因果関係は認められない。

4. よって、乙には現住建造物等放火(108)の正犯は成立しない。そのため、設問中の主張は全て正しい。

④

10

5. では乙に共謀共同正犯が成立するか。本件では甲乙間に共謀がなく、成立しない。

6. 乙に現住建造物等放火の幫助(108条、62条)が成立するか。幫助とは正犯の実行行為と物理的・心理的に容易に着手行為である。

①

そして、片面的幫助は意思連絡がなくても上記は可能であるから乙には幫助が成立する。

15

20

25

OK

OK

3 ページ
裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。